

鳴門教育大学課外活動共用施設使用心得

平成 16 年 4 月 1 日
学長裁定

平成 22 年 3 月 24 日改正

課外活動共用施設の使用を許可された者は、鳴門教育大学課外活動共用施設管理運営規程（平成 16 年規程第 69 号）に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 使用時間を遵守し、許可された目的以外に使用しないこと。
- 2 第三者に転貸しないこと。
- 3 楽器の演奏は、決められた場所以外で行わないこと。
- 4 課外活動で使用する物以外のものは、持ち込まないこと。
- 5 所持品は、各自の責任で保管すること。
- 6 喫煙は、屋外の所定の場所で行い、その他の火気は、一切使用しないこと。
- 7 施設設備又は備品の取扱いに注意し、無断で工作を加えたり、移動させないこと。
- 8 使用責任者は、使用開始の直前に学生課（執務時間外にあっては「本部棟警務員室」以下同じ。）から鍵を受け取り、使用後は、整理、整頓し、原状に復したのち施錠して、学生課に返却すること。
- 9 火災、負傷その他事故が発生した場合及び施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、直ちに学生課に通報すること。
- 10 その他本学職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。